

成果・所感

1 丸亀市、市役所庁舎建替えに伴う諸課題について

(1) 複合施設整備の基本計画までの経過

ア 平成 25 年度に「大手町地区公共施設整備検討会議」、市議会において「市庁舎整備特別委員会」を設置し検討に入る。

イ 平成 26 年 6 月に市庁舎等の整備における基本方針を策定し、建替えによる整備を決定

ウ 平成 27 年 1 月に外部諮問委員会「市庁舎等整備審議会」を設置、平成 28 年 3 月に協創の街づくり実現に向け、市役所と市民活動センターの複合施設として、市民会館跡地に建設する「整備基本構想」を策定

エ 平成 28 年 12 月に「丸亀市市庁舎等複合施設整備基本計画」を策定

(2) 市民意見の聴取及び計画への反映について

平成 27 年 2 月に 3000 名のアンケート調査実施、整備場所は、合併時の協定に記載された予定地から、現建設地の市民会館跡地の意向が多く、市民の意向が反映され現在地となった。(アンケート結果は、当初案 2 割、市民会館跡地案 6 割)

(3) 市議会の意思の集約と計画への反映について

平成 25 年 6 月に市議会に特別委員会が設置され、基本方針策定、基本構想策定、基本計画策定、基本設計及び実施設計までの過程で、延べ 65 回の協議を重ね市議会の了解を得ている。

(4) 機能集約と複合施設について

従前は、本館・別館・南館・生涯学習センター、ひまわりセンター(保健センター)・消防本部に分散していた機能を集約し、市民の利便性向上を図った。

複合化は、当初は市民会館の併設を検討したが、敷地要件や景観への配慮から断念し、市民交流・市民活動の場が必要との考えから、市民交流活動センターの複合化とした。

(5) 成果・所感等

ア 建設予定地が、市民アンケートの実施から、市民の意向を反映し、また、学識経験者等による庁舎等整備審議会、議会特別委員会、市民説明会により、市民に対してわかりやすく、丁寧なプロセスを経て建設された庁舎、複合施設だと感じた。一番大切なことに時間がかけられている。

イ 庁舎建設に合わせ、将来の中心市街地の活性化や、市民の交流、活動施設を複合化したことは、庁舎を中心に街がにぎわい、市民が交流できる場となり、参考になる庁舎の複合施設だと感じた。

ウ 合併での協議、市の人口規模も違うので、庁舎施設の内容や集約化の全てが参考になるわけではないが、市民の意向は十分反映された庁舎、複合施設だと思う。これからも市民に親しまれる施設になっていくと感じた。

2 高松市、屋島山上交流施設「やしまーる」について

(1) 建設までの経過について

ア 平成 23 年 8 月に有識者で「屋島会議」を設置、屋島の再生に向けた検討を開始

イ 平成 25 年 1 月に「屋島活性化基本構想」を取りまとめ、具体的な施策・事業の基幹事業として「屋島山上拠点施設の整備」を位置付ける。

ウ 平成 26 年 5 月に「屋島山上拠点施設基本構想」を策定、屋島の自然環境や人文景観と、人を引き付けるアートの魅力を持ったデザインとすることを位置付け

エ 平成28年1月に国際プロポーザルにより独創的、柔軟な発想、アート感覚もった設計者を選定

オ 令和2年3月に建設工事着手

カ 令和4年8月 オープン

(2) 施設の基本情報

ア 設置目的

文化観光地「屋島」における来訪者の拠点となり、観光的な側面と文化的な側面を合せ持つ情報発信拠点となる施設、多様な地域資源を活用した様々な交流及び学習の機会、憩いとふれあいの場を提供、屋島への観光客及び市民の来訪を促し、高松市の観光の振興及び文化の向上発展に寄与

イ 施設の特徴

屋島の地形の起伏に合わせて設計、自然との一体感を感じさせる。蛇行曲線で緩やかに湾曲した、独創的なデザイン、周囲の景観に溶け込んでいる。区外を含めた敷地全体を「一つの建物」としている。建物は回廊型で、各スペースには壁による仕切りがない。ガラス面が広く、時間や季節によって変化する様々な屋島の景観が感じられる施設

(3) 成果・所感等

ア 観光形態が変化する中で、約 5 分の1に減少した観光客を呼び戻すため、時代にあった、屋島の自然や地形、独創的なアート感覚をもった施設は、新たな観光施設として屋島の活性化になる施設だと感じた。

イ 屋島の絶景となる見晴らしを活かし、より屋島の魅力を前面に出した施設として整備されている。また、文化的な感覚も取り入れ、特に、パノラマ展示室は、源平合戦をモチーフとし、「観光で屋島を巡ったその夜に見た夢の、時空想を超えた戦いのドラマ」が描かれ、初めて目にし、感動するアートであった。

ウ 観光地にその地の魅力を活かすことと文化的な側面を導入した施設は、これからの時代にマッチした、新しい感覚の施設として屋島の観光客誘致に繋がると感じた。

3 尾道市、景観条例施行後の諸課題について

(1) 景観計画の策定経過について

ア 平成 2 年にマンション計画が持ち上がり、市民による景観運動が持ち上がり、市は何も対応できない中、「尾道の歴史的景観を守る会」が設立され、署名活動 9538 名の署名が集まり、市民団体が寄附や、借入れにより約 3 億 5 千万円で用地を購入した。この時、市は何もできなかった。この活動がきっかけとなり、市の景観施策がスターとした。この土地は、現在は、尾道市立大美術館として利用中

イ 平成 17 年ふたたび尾道駅前にマンション計画が起こり、市が土地を 5 億 4 千万円で買い取り、こくら公園として利用

ウ 平成 17 年景観法施行、尾道市が景観行政団体となる。

エ 平成 19 年景観条例、景観計画、景観地区都市計画決定、屋外広告物条例を施行

オ 平成 22 年景観計画の区域を全市に拡大

カ 平成 24 年歴史的風致維持向上計画の認定

キ 令和 3 年歴史的風致維持向上計画の第二期認定

(2) 景観計画のあらまし

ア 市の全域が景観計画域で、この区域内は、景観計画、景観条例によって、一定規模を超えた行為をしようとするときは、市長への届け出が必要。

イ 景観計画域は、11 の地域に細分化し、それぞれの地位の景観特性を伸ばし、良好な景観を形成している。

ウ 重点地区は、瀬戸田地区、尾道・向島地区の 2 地区、瀬戸田地区は、寺院、神社及び文化施設が多い地区、尾道・向島地区は、尾道水道の両側の地区で、尾道水道からの景観、両対岸からの景観を保全する地区となっている。特に、対岸からの建築物の高さ制限(標高 40m ライン)を設けている。また、屋外広告物条例により、屋外への広告物の設置は禁止、屋外広告物撤去に係る補助金要綱を定め、補助金を活用した屋外広告物の撤去をお願い

エ 景観創出のための取り組みとして、古い建物を買い取り、建物を撤去し広場として整備

オ 尾道大橋の景観が看板によって阻害されていたものは、景観配慮型の意匠への変更をお願い
また、コインパーキングの色彩も景観配慮型意匠への変更をお願い。

カ 建物のリノベーションの事例として、古い倉庫からの用途転換、倉庫がサイクリストの拠点として整備

(3) 歴史的風致維持向上計画、指定地区と施策の概要

ア 歴史的風致地区は、景観計画の重点地区と重複している。2 地区

イ 尾道・向島地区は、尾道、古寺と港町の歴史文化保存活用区域(207ha)、瀬戸田地区は、寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域(137ha)として施策と展開している。

ウ 歴史的建造物の保存・修理、歴史的風致形成建造物修景・修復事業、まちなみ形成事業の補助事業及び補助制度により実施

エ 良好な市街地の環境や景観の保全・形成は、道路美装化事業、沿線建造物等修景事業、老朽危険建物除去促進事業、空き家再生促進事業の補助事業を実施

オ まちなか回遊性の向上は、歩行者安全対策事業道路水路修繕事業等 8 事業を実施

カ 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発は、文化財調査、研究事業、郷土芸能祭開催事業他 10 事業を実施

(4) 今後の課題

ア 南海トラフ地震の津波対策に合わせた高さ制限の見直し

イ 尾道・向島歴史的風致地区エリア拡大に伴う景観重点地区エリアとのエリア不一致

ウ 景観計画改定から 10 年を超え、現行規定の運用が合わなくなっている。

(5) 成果・所感等

平成 2 年のマンション計画に反対する市民運動から、行政が動き、計画的な景観施策が進められてきている。行政と市民が一体となって進められてきた経過を学ぶことが出来た。景観は、市民の感性や市の歴史を守る思いが重要であると感じた。

また、当初に始まった市民運動が、次の世代に移り変わっても、NPO 法人により空き家対策等の活動に繋がっているとのことであり、市の計画施策と市民活動が連携していることが良い点だと感じた。

瀬戸内海国立公園の尾道水道、瀬戸内しまなみ海道は、全国に誇れる景観であり、近年は、サイクリングロードとして多くの、サイクリストや観光客が訪れている。瀬戸内海の多くの島の自然や文化等の特徴や、しまなみ海道からの景観保全是、尾道市として力を入れていく重要な施策であると感じた。

また、重点地区、歴史的風致維持向上地区は、歴史的な寺院や神社等が多くあり、これらと街並みがマッチした事業も取り入れられ、尾道市の特徴として全国にアピールできるものであると感じた。

市の特徴を活かした取組は、本市は山に囲まれた山の景色の景観、松本城を中心とした歴史的な街並み等、尾道市の取り組みを参考にしている部分が多くあった。